別表　委任する官職及び事務の範囲

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
衆議院 （衆議院）	衆議院	内	1	衆議院事務局 管理部長	×	別添のとおり	
（国立国会図書館）	国立国会図書館	内	1	国立国会図書館 総務部長	○	別添のとおり	
参議院	参議院			参議院事務局 管理部長	○	別添のとおり	
最高裁判所	事務総局	内	1	最高裁判所事務総局 経理局長	○	別添のとおり	
	各高等裁判所事務局	Ⅰ	2	各高等裁判所事務局長	○	〃	
	各地方裁判所	Ⅰ	3	各地方裁判所長	○	〃	
	各家庭裁判所（会計課または経理課が設置されている家庭裁判所に限る。）	Ⅰ	4	各家庭裁判所長	○	〃	
会計検査院	会計検査院			会計検査院事務総長 官房厚生管理官	×	別添のとおり	
内閣 （内閣）	内閣官房	内	1	内閣府大臣官房 厚生管理官	×	別添のとおり（ただし、公邸に関する事務を除く。）	
	内閣法制局	内	2				
	内閣官房	―	―	会計担当内閣参事官	○	別添のうち、公邸に関する事務のみ	
	内閣法制局	―	―	内閣法制局長官総務室 会計課長	○		
（人事院）	人事院本院	内	1	人事院事務総局 人事課長	×	別添のとおり	
	関東事務局	Ⅰ	1-1				

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	公務員研修所	附	1-2	公務員研修所教務部長	×	別添のとおり（ただし、1、2、4、7～10、16、25、27、30に掲げる事務を除く。）	
	各地方事務局（関東事務局を除く。）	Ⅰ	1-3	各地方事務局長	×	〃	
	沖縄事務所	Ⅰ	1-4	沖縄事務所長	×	〃	
内閣府 （内閣府）	本府	内	1	内閣府大臣官房厚生管理官	×	別添のとおり （1　以下において各部局等に委任されたものを除く。 2　公邸に関する事務を除く。）	
	沖縄総合事務局	Ⅰ	1-1	沖縄総合事務局長	○	別添のとおり	
	宮内庁本庁	外	2	内閣府大臣官房厚生管理官	×	別添のうち、28、29に掲げる事務	
	消費者庁	外	3	内閣府大臣官房厚生管理官	×	別添のとおり	
	こども家庭庁本庁	外	4	内閣府大臣官房厚生管理官	×	別添のうち、28、29に掲げる事務	
	個人情報保護委員会事務局	外	5	内閣府大臣官房厚生管理官	×	別添のとおり	
	カジノ管理委員会事務局	外	6	内閣府大臣官房厚生管理官	×	別添のとおり	
	公正取引委員会事務総局	外	7	内閣府大臣官房厚生管理官	×	別添のとおり	
	公正取引委員会事務総局各地方事務所及び近畿中国四国事務所各支所	Ⅰ	7-1	公正取引委員会事務総局各地方事務所長及び近畿中国四国事務所各支所長	×	別添のうち、3、5、6、11～15、17～24、26、28、29に掲げる事務	
	独立行政法人国立公文書館	独	8	内閣府大臣官房厚生管理官	―	別添のとおり	
（警察庁）	警察庁本庁	内	1	警察庁長官官房会計課長	○	別添のとおり	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	東京都警察情報通信部	Ⅰ	1-3	〃	―	別添のうち、28、29に掲げる事務	
	警察大学校	附	2				
	科学警察研究所	附	3				
	関東管区警察局	Ⅰ	1-1				
	関東管区警察学校	Ⅱ	1-1-1				
	警視庁	地	5				
	東京都警察情報通信部	―	―	東京都警察情報通信部長	○	別添のとおり（ただし、28、29に掲げる事務を除く。）	
	警察大学校	―	―	警察大学校長	○	〃	
	科学警察研究所	―	―	科学警察研究所長	○	〃	
	関東管区警察局	―	―	関東管区警察局総務監察部長	○	〃	
	関東管区警察学校	―	―	関東管区警察学校長	○	別添のとおり（ただし、1、2、4、7～10、16、25、28～30に掲げる事務を除く。）	
	警視庁	―	―	警視庁総務部長	○	別添のとおり（ただし、28、29に掲げる事務を除く。）	
	皇宮警察本部	附	4	皇宮警察本部長	○	別添のとおり	
	各管区警察局（関東を除く。）及び警察支局	Ⅰ	1-2	各管区警察局総務監察部長（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局は総務監察・広域調整部長）及び警察支局長	○	〃	
	各管区警察学校（関東を除く。）	Ⅱ	1-2-1	各管区警察学校長	○	別添のとおり（ただし、1、2、4、7～10、16、25、30に掲げる事務を除く。）	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	各府県情報通信部	Ⅱ	（1-1-2 1-2-2）	各府県情報通信部長	×	別添のうち、28、29に掲げる事務	
	北海道警察情報通信部	Ⅰ	1-4	北海道警察情報通信部長	○	別添のとおり	
	各方面情報通信部	Ⅱ	1-4-1	北海道警察情報通信部長	○	別添のとおり（ただし、28、29に掲げる事務を除く。）	
	各方面情報通信部	Ⅱ	1-4-1	各方面情報通信部長	×	別添のうち、28、29に掲げる事務	
	各府県警察本部	地	6	各管区警察局総務監察部長（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局は総務監察・広域調整部長）及び警察支局長	―	別添のうち、1、2、4、7～10、16、25、30に掲げる事務	
	各府県警察本部	―	―	各府県警察本部長	○	別添のとおり（ただし、1、2、4、7～10、16、25、30に掲げる事務を除く。）	
	北海道警察本部	地	7	北海道警察本部長	○	別添のとおり	
	各方面本部	地	7-1	各方面本部長	○	別添のとおり（ただし、1、2、4、7～10、16、25、30に掲げる事務を除く。）	
（宮内庁）	宮内庁本庁	内	1	宮内庁長官	○	別添のとおり（ただし、28、29に掲げる事務を除く。）	
	正倉院事務所	施	2	宮内庁長官	―	別添のうち、1、2、4、7～10、16、25、27、30に掲げる事務	
	御料牧場	施	3				
	京都事務所	Ⅰ	1-1				
	正倉院事務所	―	―	正倉院事務所長	×	別添のうち、3、5～6、11～15、17～24、26、28、29に掲げる事務	
	御料牧場	―	―	御料牧場長	×		
	京都事務所	―	―	京都事務所長	○		
（金融庁）	金融庁	内	1	金融庁総合政策局秘書課長	×	別添のとおり	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
（こども家庭庁）	こども家庭庁本庁	内	1	こども家庭庁長官官房総務課長	○	別添のとおり（ただし、28、29に掲げる事務を除く。）	
	各国立児童自立支援施設	施	2	各国立児童自立支援施設長	○	別添のとおり	
総務省	本省内部部局	内	1	総務省大臣官房会計課長	○	別添のとおり	
	各管区行政評価局	Ⅰ	1-1	各管区行政評価局長	○	〃	
	沖縄行政評価事務所	Ⅰ	1-2	沖縄行政評価事務所長	○	〃	
	四国行政評価支局	Ⅱ	1-1-1	四国行政評価支局長	○	〃	
	各地方総合通信局	Ⅰ	1-3	各地方総合通信局長	○	別添のとおり	
	沖縄総合通信事務所	Ⅰ	1-4	沖縄総合通信事務所長	○	〃	
	公害等調整委員会事務局	外	2	総務省大臣官房会計課長	―	〃	
	消防庁	外	3	総務省大臣官房会計課長	―	別添のとおり（ただし、消防庁総務課長の所掌に属する事務を除く。）	
	消防庁	―	―	消防庁総務課長	×	別添のうち、29に掲げる事務	
	国立研究開発法人情報通信研究機構	独	4	総務省大臣官房会計課長	―	別添のとおり	
	独立行政法人統計センター	独	5				
法務省	本省内部部局（法務総合研究所及び公安審査委員会を含む。）	内	1	法務省大臣官房施設課長	○	別添のとおり	
	最高検察庁	特	2	検事総長	○	〃	
	各高等検察庁	特	2-1	各高等検察庁検事長	○	〃	
	各地方検察庁	特	2-1-1	各地方検察庁検事正	○	〃	
	各法務局	Ⅰ	1-1	各法務局長	○	〃	
	各地方法務局	Ⅱ	1-1-1	各地方法務局長	○	〃	
	各矯正管区	Ⅰ	1-2	各矯正管区長	○	〃	
	各拘置所	施	3	各拘置所長	○	〃	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	各刑務所	施	4	各刑務所長	○	〃	
	各少年刑務所	施	5	各少年刑務所長	○	〃	
	各少年院	施	6	各少年院長	○	〃	
	各少年鑑別所	施	7	各少年鑑別所長	○	〃	
	矯正研修所	施	8	東日本成人矯正医療センター長	○	〃	
	各地方更生保護委員会	Ⅰ	1-3	各地方更生保護委員会委員長	○	〃	
	各保護観察所	Ⅱ	1-3-1	各保護観察所長	○	〃	
	出入国在留管理庁	外	9	出入国在留管理庁長官	×	別添のうち、29に掲げる事務	
	出入国在留管理庁	－	－	法務省大臣官房施設課長	×	別添のとおり（ただし、出入国在留管理庁長官の所掌に属する事務を除く）	
	入国者収容所各入国管理センター	施	9-1	入国者収容所各入国管理センター所長	○	別添のとおり	
	各地方出入国在留管理局	Ⅰ	9-2	各地方出入国在留管理局長	○	〃	
	公安調査庁	外	10	公安調査庁長官	○	〃	
	各公安調査局	外	10-1	各公安調査局長	○	〃	
外務省	外務省（在外公館を除く。）	内	1	外務省大臣官房会計課長	○	別添のとおり	
	外務省（在外公館）	特	2	外務省大臣官房在外公館課長	×	別添のうち、2、10、11、22、23、30に掲げる事務	
	外務省（在外公館）	―	―	外務省大臣官房会計課長	―	別添のうち、1、3～9、12～21、24～29に掲げる事務	
財務省	本省内部部局	内	1	財務省大臣官房会計課長	○	別添のとおり	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	国税庁本庁（派遣監督評価官及び派遣監察官を除く。）	外	2	国税庁長官	○	〃	
	国税不服審判所	特	2-1				
	税務大学校	施	2-2				
	各財務局及び福岡財務支局	Ⅰ	1-1	各財務局長及び福岡財務支局長	○	〃	
	各税関本関	Ⅰ	1-2	各税関長	○	〃	
	沖縄地区税関	Ⅰ	1-3	沖縄地区税関長	○	〃	
	各国税局（派遣監督評価官及び派遣監察官を含む。）	Ⅰ	2-3	各国税局長	○	〃	
	各国税不服審判所支部	Ⅰ	2-1-1				
	各税務大学校地方研修所	Ⅰ	2-2-1				
	沖縄国税事務所（派遣監督評価官及び派遣監察官を含む。）	Ⅰ	2-4	沖縄国税事務所長	○	〃	
	各財務事務所及び各出張所	Ⅱ	1-1-1	各財務事務所長及び各出張所長	×	別添のうち、11～24及び26～30に掲げる事務	
	各税務署	Ⅱ	2-3-1 2-4-1	各税務署長	×	別添のうち、11、23、27、30に掲げる事務	
	各国税不服審判所支所	Ⅱ	2-1-1-1	各税務署長	―	〃	
	独立行政法人酒類総合研究所	独	3	国税庁長官	―	別添のとおり	
文部科学省	本省内部部局	内	1	文部科学省大臣官房会計課長	○	別添のとおり	
	日本学士院	特	2	日本学士院長	○	別添のうち、4、5、14、15、29に掲げる事務	
	国立教育政策研究所	施	3	国立教育政策研究所長	○	〃	
	科学技術・学術政策研究所	施	4	科学技術・学術政策研究所長	○	〃	
	スポーツ庁本庁	外	5	文部科学省大臣官房会計課長	○	別添のとおり	
	文化庁本庁	外	6	文部科学省大臣官房会計課長	○	別添のとおり	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独	7				
	独立行政法人大学入試センター	独	8				
	独立行政法人国立青少年教育振興機構	独	9				
	独立行政法人国立女性教育会館	独	10				
	独立行政法人国立科学博物館	独	11				
	国立研究開発法人物質・材料研究機構	独	12	文部科学省大臣官房会計課長	―	別添のとおり	
	国立研究開発法人防災科学技術研究所	独	13				
	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	独	14				
	独立行政法人国立美術館	独	15				
	独立行政法人国立文化財機構	独	16				
	独立行政法人教職員支援機構	独	17				
厚生労働省	本省内部部局（労働基準局及び職業安定局の特別会計を除く。）	内	1	厚生労働省大臣官房会計課厚生管理企画官	×	別添のとおり	
	労働基準局（労働保険特別会計労災勘定）	内	2	労働基準局長	○	〃	
	職業安定局（労働保険特別会計雇用勘定）	内	3	職業安定局長	○	〃	
	各検疫所	施	1-1	各検疫所長	○	〃	
	各国立ハンセン病療養所	施	1-2	各国立ハンセン病療養所長	○	〃	
	国立医薬品食品衛生研究所	施	1-3	国立医薬品食品衛生研究所長	○	〃	
	国立保健医療科学院	施	1-4	国立保健医療科学院長	○	〃	
	国立社会保障・人口問題研究所	施	1-5	国立社会保障・人口問題研究所長	○	〃	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	国立障害者リハビリテーションセンター	施	1-6	国立障害者リハビリテーションセンター総長	○	〃	
	各地方厚生局及び四国厚生支局	Ⅰ	1-7	各地方厚生局長及び四国厚生支局長	○	〃	
	各都道府県労働局	Ⅰ	1-8	各都道府県労働局長	○	〃	
	中央労働委員会事務局	外	4	中央労働委員会事務局長	○	〃	
	中央労働委員会事務局各地方事務所	Ⅰ	4-1	中央労働委員会事務局各地方事務所長	×	〃	
	独立行政法人労働政策研究・研修機構	独	5	厚生労働省大臣官房会計課厚生管理企画官	―	〃	
	独立行政法人国立病院機構	独	6	医政局長	―	〃	
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独	7	厚生労働省大臣官房会計課厚生管理企画官	―	〃	
	国立研究開発法人国立がん研究センター	独	8	厚生科学課長	―	〃	
	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	独	9		―	〃	
	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	独	10		―	〃	
	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	独	11		―	〃	
	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	独	12		―	〃	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
農林水産省	本省内部部局	内	1	農林水産省大臣官房予算課長（命を受けて農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第17条第１号（予算の執行及び会計に係るものに限る。）及び第２号から第９号までに掲げる事務を掌理する者がある場合にあっては、その者。以下同じ。）	×	別添のとおり	
	農林水産技術会議事務局	特	1-1				
	林野庁内部部局（国有林野部に所属するものを除く。）	外	2	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のとおり（ただし、29に掲げる事務を除く。）	
	林野庁内部部局（国有林野部に所属するものを除く。）	―	―	林野庁長官	○	別添のうち、29に掲げる事務	
	水産庁内部部局	外	3	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のとおり（ただし、29に掲げる事務を除く。）	
	水産庁内部部局	―	―	水産庁長官	○	別添のうち、29に掲げる事務	
	関東農政局	Ⅰ	1-2	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	関東農政局	―	―	関東農政局長	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各地方農政局（関東農政局を除く。）	Ⅰ	1-3	各地方農政局長	○	別添のとおり	
	北海道農政事務所	Ⅰ	1-4	北海道農政事務所長	○	〃	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	横浜植物防疫所	施	1-5	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	横浜植物防疫所	―	―	横浜植物防疫所長	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各植物防疫所（横浜植物防疫所を除く。）	施	1-6	各植物防疫所長	○	別添のとおり	
	那覇植物防疫事務所	施	1-7	那覇植物防疫事務所長	○	〃	
	動物検疫所	施	1-8	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	動物検疫所	―	―	動物検疫所長	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	動物医薬品検査所	施	1-9	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	動物医薬品検査所	―	―	動物医薬品検査所長	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	農林水産研修所	施	1-10	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	農林水産研修所	―	―	農林水産研修所長	○	別添のとおり （ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	農林水産政策研究所	施	1-11	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	農林水産政策研究所	―	―	農林水産政策研究所長	○	別添のとおり （ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	林野庁国有林野部	外	4	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	林野庁国有林野部	―	―	林野庁長官	○	別添のとおり （ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	関東森林管理局及び中部森林管理局	Ⅰ	4-1	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	関東森林管理局及び中部森林管理局	―	―	各森林管理局長	○	別添のとおり （ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各森林管理局 （関東森林管理局及び中部森林管理局を除く。）	Ⅰ	4-2	各森林管理局長	○	別添のとおり	
	森林技術総合研修所	施	2-1 4-3	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	森林技術総合研修所	―	―	森林技術総合研修所長	○	別添のとおり （ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各漁業調整事務所	Ⅰ	3-1	各漁業調整事務所長	×	別添のとおり	
	農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター	特	1-1-1	農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長	×	〃	
	津軽土地改良建設事務所	Ⅱ	1-3-1	津軽土地改良建設事務所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	
	利根川水系土地改良調査管理事務所	Ⅱ	1-2-1	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	利根川水系土地改良調査管理事務所	―	―	利根川水系土地改良調査管理事務所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各土地改良調査管理事務所（利根川水系土地改良調査管理事務所を除く。）	Ⅱ	1-2-2 1-3-2	各土地改良調査管理事務所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	
	関東農政局土地改良技術事務所	Ⅱ	1-2-3	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	関東農政局土地改良技術事務所	―	―	関東農政局土地改良技術事務所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	各土地改良技術事務所（関東農政局土地改良技術事務所を除く。）	Ⅱ	1-3-3	各土地改良技術事務所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	
	各農地整備事業所	Ⅱ	1-2-4 1-3-4	各農地整備事業所長	×	〃	
	荒川中部農業水利事業所及び印旛沼二期農業水利事業所	Ⅱ	1-2-5	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	荒川中部農業水利事業所及び印旛沼二期農業水利事業所	―	―	各農業水利事業所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各農業水利事業所（荒川中部農業水利事業所及び印旛沼二期農業水利事業所を除く。）	Ⅱ	1-2-6 1-3-5	各農業水利事業所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	
	農業災害復旧事業所	Ⅱ	1-2-7 1-3-6	農業災害復旧事業所長	×	〃	
	手賀沼農地防災事業所	Ⅱ	1-2-8	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	手賀沼農地防災事業所	―	―	手賀沼農地防災事業所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各農地防災事業所（手賀沼農地防災事業所を除く。）	Ⅱ	1-3-7	各農地防災事業所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	
	各海岸保全事業所	Ⅱ	1-3-8	各海岸保全事業所長	×	〃	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	各土地改良建設事業所	Ⅱ	1-3-9	各土地改良建設事業所長	×	〃	
	横浜植物防疫所成田支所、東京支所及び羽田空港支所	施	1-5-1	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	横浜植物防疫所成田支所、東京支所及び羽田空港支所	―	―	各横浜植物防疫所支所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各植物防疫所支所（横浜植物防疫所成田支所、東京支所及び羽田空港支所を除く。）	施	1-5-2 1-6-1	各植物防疫所支所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	
	動物検疫所成田支所及び羽田空港支所	施	1-8-1	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	動物検疫所成田支所及び羽田空港支所	―	―	各動物検疫所支所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各動物検疫所支所（成田支所及び羽田空港支所を除く。）	施	1-8-2	各動物検疫所支所長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	茨城森林管理署、 日光森林管理署、 塩那森林管理署、 群馬森林管理署、 利根沼田森林管理署、 吾妻森林管理署、 東京神奈川森林管理署、 静岡森林管理署、 天竜森林管理署、 伊豆森林管理署、 北信森林管理署、 中信森林管理署、 東信森林管理署、 南信森林管理署及び 木曽森林管理署	Ⅱ	4-1-1	農林水産省大臣官房 予算課長	×	別添のうち、埼玉県、 千葉県、東京都及び 神奈川県に設置された 合同宿舎に関する28に 掲げる事務	
	茨城森林管理署、 日光森林管理署、 塩那森林管理署、 群馬森林管理署、 利根沼田森林管理署、 吾妻森林管理署、 東京神奈川森林管理署、 静岡森林管理署、 天竜森林管理署、 伊豆森林管理署、 北信森林管理署、 中信森林管理署、 東信森林管理署、 南信森林管理署及び 木曽森林管理署	－	－	各森林管理署長	×	別添のうち、1、5、6、 11～13、15、17～24、 26、28～30に掲げる 事務（ただし、 農林水産省大臣官房 予算課長の所掌に 属する事務を除く。）	
	各森林管理署 （茨城森林管理署、 日光森林管理署、 塩那森林管理署、 群馬森林管理署、 利根沼田森林管理署、 吾妻森林管理署、 東京神奈川森林管理署、 静岡森林管理署、 天竜森林管理署、 伊豆森林管理署、 北信森林管理署、 中信森林管理署、 東信森林管理署、 南信森林管理署及び 木曽森林管理署を除く。）	Ⅱ	4-1-2 4-2-1	各森林管理署長	×	別添のうち、1、5、6、 11～13、15、17～24、 26、28～30に掲げる 事務	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	木曽森林管理署南木曽支署	Ⅱ	4-1-3	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	木曽森林管理署南木曽支署	―	―	木曽森林管理署南木曽支署長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	各森林管理支署（木曽森林管理署南木曽支署を除く。）	Ⅱ	4-1-4 4-2-2	各森林管理支署長	×	別添のうち、1、5、6、11～13、15、17～24、26、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	独	5	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	―	―	農林水産省消費・安全局長	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	独立行政法人家畜改良センター	独	6	農林水産省畜産局長	○	別添のとおり	
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	独	7	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	―	―	農林水産技術会議事務局長	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	独	8	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	―	―	農林水産技術会議事務局長	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	国立研究開発法人森林研究・整備機構	独	9	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	国立研究開発法人森林研究・整備機構	―	―	林野庁長官	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
	国立研究開発法人水産研究・教育機構	独	10	農林水産省大臣官房予算課長	×	別添のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に設置された合同宿舎に関する28に掲げる事務	
	国立研究開発法人水産研究・教育機構	―	―	水産庁長官	○	別添のとおり（ただし、農林水産省大臣官房予算課長の所掌に属する事務を除く。）	
経済産業省	本省内部部局	内	1	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長	×	別添のとおり	
	各経済産業局	Ⅰ	1-1	各経済産業局長	○	〃	
	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	Ⅱ	1-1-1	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長	○	別添のとおり（ただし、1、2、3に掲げる事務を除く。）	
	特許庁	外	2	特許庁総務部会計課長	×	別添のとおり（ただし、一般会計に所属する宿舎に関する事務を除く。）	
	特許庁	―	―	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長	―	別添のとおり（ただし、特許特別会計に所属する宿舎に関する事務を除く。）	
	中小企業庁	外	3				
	資源エネルギー庁	外	4				

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	青森原子力産業立地調整官事務所	外	4-1	資源エネルギー庁長官	○	別添のとおり	
	資源エネルギー庁各地域担当官事務所	外	4-2				
	各産業保安監督部	特	5-3	各経済産業局長	○	〃	
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	特	5-3-1	近畿経済産業局長	○	〃	
	中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	特	5-3-2	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長	○	別添のとおり（ただし、1、2、3に掲げる事務を除く。）	
	中国四国産業保安監督部四国支部	特	5-3-3	四国経済産業局長	○	別添のとおり	
	関東東北産業保安監督部東北支部	特	5-3-4	東北経済産業局長	○	〃	
	那覇産業保安監督事務所	特	5-4	那覇産業保安監督事務所長	○	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所東京本部	独	6	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長	ー	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所北海道センター	独	6-1	北海道経済産業局長	ー	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所東北センター	独	6-2	東北経済産業局長	ー	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所	独	6-3				
	国立研究開発法人産業技術総合研究所つくばセンター	独	6-4	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長	ー	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所柏センター	独	6-5				
	国立研究開発法人産業技術総合研究所臨海副都心センター	独	6-6				
	国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	独	6-7	中部経済産業局長	ー	〃	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	国立研究開発法人産業技術総合研究所関西センター	独	6-8	近畿経済産業局長	―	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所北陸デジタルものづくりセンター	独	6-9				
	国立研究開発法人産業技術総合研究所中国センター	独	6-10	中国経済産業局長	―	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センター	独	6-11	四国経済産業局長	―	〃	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センター	独	6-12	九州経済産業局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構企画管理部（東京）	独	7	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構北海道支所	独	7-1	北海道経済産業局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構東北支所	独	7-2	東北経済産業局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター燃焼技術センター	独	7-3	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構中部支所	独	7-4	中部経済産業局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構北陸支所	独	7-5	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構企画管理部（大阪）	独	7-6	近畿経済産業局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構中国支所	独	7-7	中国経済産業局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構四国支所	独	7-8	四国経済産業局長	―	〃	
	独立行政法人製品評価技術基盤機構九州支所	独	7-9	九州経済産業局長	―	〃	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	独立行政法人工業所有権情報・研修館	独	8	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長	―	〃	
	独立行政法人経済産業研究所	独	9				
	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	独	10				
国土交通省	本省内部部局（航空局を除く。）	内	1	国土交通省大臣官房福利厚生課長	×	別添のとおり	
	航空局（空港保安防災教育訓練センター、システム開発評価・危機管理センター及び性能評価センターを除く。）	内	2	航空局長	○	別添のとおり（ただし、東京に所在する官署の職員のための宿舎として設置された合同宿舎に係る28に掲げる事務を除く。）	
	空港保安防災教育訓練センター	内	2-1	〃	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	システム開発評価・危機管理センター	内	2-2				
	性能評価センター	内	2-3				
	運輸審議会	そ	1-1	国土交通省大臣官房福利厚生課長	―	別添のとおり	
	国土交通政策研究所	施	1-2				
	国土技術政策総合研究所	施	3	国土技術政策総合研究所長	○	〃	
	国土交通大学校（国土交通大学校柏研修センターを除く。）	施	4	国土交通大学校長	○	〃	
	国土交通大学校（国土交通大学校柏研修センター）	施	4-1	国土交通大学校長	×	別添のとおり（ただし、28、29に掲げる事務を除く。）	
	国土交通大学校（国土交通大学校柏研修センター）	―	―	国土交通省大臣官房福利厚生課長	×	別添のうち、28、29に掲げる事務	
	航空保安大学校	施	2-4	航空局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	国土地理院	特	5	国土地理院長	○	別添のとおり	
	小笠原総合事務所	特	6	小笠原総合事務所長	×	〃	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	海難審判所	特	7	海難審判所長	○	別添のとおり（ただし、東京に所在する官署の職員のための宿舎として設置された合同宿舎に係る28に掲げる事務を除く。）	
	各地方整備局	Ⅰ	8	各地方整備局長	○	別添のとおり	
	北海道開発局	Ⅰ	9	北海道開発局長	○	〃	
	各地方運輸局	Ⅰ	10	各地方運輸局長	○	〃	
	運輸監理部	Ⅰ	11	運輸監理部長	○	〃	
	各地方航空局	Ⅰ	12	各地方航空局長	○	〃	
	各航空交通管制部	Ⅰ	2-5	航空局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	空港保安防災教育訓練センター	―	―	空港保安防災教育訓練センター所長	×	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	システム開発評価・危機管理センター	―	―	システム開発評価・危機管理センター所長	×	〃	
	性能評価センター	―	―	性能評価センター所長	×	〃	
	航空保安大学校	―	―	航空保安大学校長	×	〃	
	航空保安大学校岩沼研修センター	施	2-4-1	航空保安大学校岩沼研修センター所長	×	〃	
	国土地理院各地方測量部	特	5-1	国土地理院各地方測量部長	×	別添のうち11、28に掲げる事務	
	国土地理院沖縄支所	特	5-2	国土地理院沖縄支所長	×	〃	
	各地方海難審判所	特	7-1	各地方海難審判所長	×	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	門司地方海難審判所那覇支所	特	7-1-1	門司地方海難審判所那覇支所長	×	別添のうち28及び29に掲げる事務	
	各河川国道事務所	Ⅱ	8-1	各河川国道事務所長	×	別添のうち11～24、26、28、29に掲げる事務	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	各砂防国道事務所	Ⅱ	8-2	各砂防国道事務所長	×	〃	
	各復興事務所	Ⅱ	8-3	各復興事務所長	×	〃	
	各河川事務所	Ⅱ	8-4	各河川事務所長	×	〃	
	各砂防事務所	Ⅱ	8-5	各砂防事務所長	×	〃	
	各ダム砂防事務所	Ⅱ	8-6	各ダム砂防事務所長	×	〃	
	各ダム工事事務所	Ⅱ	8-7	各ダム工事事務所長	×	〃	
	各総合開発工事事務所	Ⅱ	8-8	各総合開発工事事務所長	×	〃	
	各導水工事事務所	Ⅱ	8-9	各導水工事事務所長	×	〃	
	調節池工事事務所	Ⅱ	8-10	調節池工事事務所長	×	〃	
	各ダム再編工事事務所	Ⅱ	8-11	各ダム再編工事事務所長	×	〃	
	各国道事務所	Ⅱ	8-12	各国道事務所長	×	〃	
	各公園事務所	Ⅱ	8-13	各公園事務所長	×	〃	
	各営繕事務所	Ⅱ	8-14	各営繕事務所長	×	〃	
	各技術事務所	Ⅱ	8-15	各技術事務所長	×	〃	
	各道路メンテナンスセンター	Ⅱ	8-16	各道路メンテナンスセンター長	×	〃	
	各ダム統合管理事務所	Ⅱ	8-17	各ダム統合管理事務所長	×	〃	
	各広域ダム管理事務所	Ⅱ	8-18	各広域ダム管理事務所長	×	〃	
	各管理所	Ⅱ	8-19	各管理所長	×	〃	
	各港湾事務所	Ⅱ	8-20	各港湾事務所長	×	〃	
	特定離島港湾事務所	Ⅱ	8-21	特定離島港湾事務所長	×	〃	
	各港湾・空港整備事務所	Ⅱ	8-22	各港湾・空港整備事務所長	×	〃	
	各空港整備事務所	Ⅱ	8-23	各空港整備事務所長	×	〃	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	各航路事務所	Ⅱ	8-24	各航空路事務所長	×	〃	
	各港湾空港技術調査事務所	Ⅱ	8-25	各港湾空港技術調査事務所長	×	〃	
	北海道開発局各開発建設部	Ⅱ	9-1	北海道開発局各開発建設部長	○	別添のとおり（ただし、2～4、7に掲げる事務を除く。）	
	各運輸支局	Ⅱ	10-1	各運輸支局長	×	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	各海事事務所	Ⅱ	10-2	各海事事務所長	×	〃	
	各空港事務所	Ⅱ	12-1	各空港事務所長	×	〃	
	各空港出張所	Ⅱ	12-2	各空港出張所長	×	〃	
	各空港・航空路監視レーダー事務所	Ⅱ	12-3	各空港・航空路監視レーダー事務所長	×	〃	
	各航空交通管制部	―	―	各航空交通管制部長	×	〃	
	観光庁	外	1-3	国土交通省大臣官房福利厚生課長	―	別添のとおり	
	気象庁内部部局	外	13	気象庁長官	○	〃	
	気象研究所	施	14	気象研究所長	○	〃	
	気象衛星センター	施	15	気象衛星センター所長	○	〃	
	各管区気象台	Ⅰ	16	各管区気象台長	○	〃	
	沖縄気象台	Ⅰ	17	沖縄気象台長	○	〃	
	高層気象台	施	13-1	高層気象台長	×	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	地磁気観測所	施	13-2	地磁気観測所長	×	〃	
	気象大学校	施	13-3	気象大学校長	×	〃	
	各地方気象台	Ⅱ	16-1 17-1	各地方気象台長	×	〃	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	運輸安全委員会	外	18	運輸安全委員会事務局長	○	別添のとおり（ただし、東京に所在する官署の職員のための宿舎として設置された合同宿舎に係る28に掲げる事務を除く。）	
	各事務所	Ⅰ	18-1	各事務所長	×	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	海上保安庁内部部局	外	19	海上保安庁長官	○	別添のとおり	
	海上保安大学校	施	20	海上保安大学校長	○	〃	
	海上保安学校	施	21	海上保安学校長	○	〃	
	各管区海上保安本部	Ⅰ	22	各管区海上保安本部長	○	〃	
	海上保安学校分校	Ⅱ	21-1	海上保安学校分校長	×	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	各海上保安監部	Ⅱ	22-1	各海上保安監部長	×	〃	
	各海上保安部	Ⅱ	22-2	各海上保安部長	×	〃	
	海上保安航空基地	Ⅱ	22-3	海上保安航空基地長	×	〃	
	各海上交通センター	Ⅱ	22-4	各海上交通センター所長	×	〃	
	各航空基地	Ⅱ	22-5	各航空基地長	×	〃	
	国際組織犯罪対策基地	Ⅱ	22-6	国際組織犯罪対策基地長	×	〃	
	特殊警備基地	Ⅱ	22-7	特殊警備基地長	×	〃	
	航空局 海難審判所 運輸安全委員会	―	―	国土交通省大臣官房福利厚生課長	―	別添のうち、東京に所在する官署の職員のための宿舎として設置された合同宿舎に係る28に掲げる事務	
	国立研究開発法人土木研究所（寒地土木研究所を除く。） 国立研究開発法人建築研究所	独 独	23 24	国土技術政策総合研究所長	―	別添のとおり	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所	独	23-1	北海道開発局長	―	〃	
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（管理調整・防災部、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所分室を除く。）	独	25	国土交通省大臣官房福利厚生課長	―	〃	
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所管理調整・・防災部	独	25-1	国土技術政策総合研究所長	―	〃	
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所	独	25-2				
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子航法研究所分室	独	25-3	国土交通省大臣官房福利厚生課長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子航法研究所分室	独	―	航空保安大学校岩沼研修センター所長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人海技教育機構本部（研究統括室、国際教育室、神戸分室及び清水総合研修センターを除く。）	独	26	関東運輸局長	―	別添のとおり	
	独立行政法人海技教育機構研究統括室	独	26-1	神戸運輸監理部長	―	〃	
	独立行政法人海技教育機構国際教育室	独	26-2				
	独立行政法人海技教育機構神戸分室	独	26-3	神戸運輸監理部長	―	〃	
	独立行政法人海技教育機構清水総合研修センター	独	26-4	中部運輸局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人海技教育機構清水総合研修センター	独	―	中部運輸局静岡運輸支局長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人海技教育機構国立館山海上技術学校	独	27	関東運輸局長	―	別添のとおり	

省庁名 （総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校	独	28	九州運輸局長	―	別添のとおり	
	独立行政法人海技教育機構国立小樽海上技術短期大学校	独	29	北海道運輸局長	―	別添のとおり	
	独立行政法人海技教育機構国立宮古海上技術短期大学校	独	30	東北運輸局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人海技教育機構国立宮古海上技術短期大学校	独	―	東北運輸局岩手運輸支局長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人海技教育機構国立清水海上技術短期大学校	独	31	中部運輸局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人海技教育機構国立清水海上技術短期大学校	独	―	中部運輸局静岡運輸支局長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人海技教育機構国立波方海上技術短期大学校	独	32	四国運輸局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人海技教育機構国立波方海上技術短期大学校	独	―	四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務所長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人海技教育機構国立唐津海上技術短期大学校	独		九州運輸局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人海技教育機構国立唐津海上技術短期大学校	独		九州運輸局佐賀運輸支局長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人海技教育機構海技	独	34	神戸運輸監理部長	―	別添のとおり	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	大学校						
	独立行政法人航空大学校	独	35	航空局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人航空大学校	独	―	大阪航空局宮崎空港事務所長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人航空大学校帯広分校	独	35-1	航空局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人航空大学校帯広分校	独	―	東京航空局帯広空港出張所長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人航空大学校仙台分校	独	35-2	航空局長	―	別添のとおり（ただし、11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務を除く。）	
	独立行政法人航空大学校仙台分校	独	―	航空保安大学校岩沼研修センター所長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
	独立行政法人自動車技術総合機構（地方検査部及びその管轄区域内に存する事務所を除く。）	独	36	大臣官房福利厚生課長	―	別添のとおり	
	独立行政法人自動車技術総合機構地方検査部及びその管轄区域内に存する事務所	独	36-1	各地方運輸局長	―	〃	
	独立行政法人自動車技術総合機構地方検査部及びその管轄区域内に存する事務所	独	―	各地方運輸支局長	―	別添のうち11、18～21、23、24、28～30に掲げる事務	
環境省	本省内部部局（自然環境局を除く。）	内	1	環境省大臣官房会計課長	○	別添のとおり	
	自然環境局	内	2	環境省大臣官房会計課長	―	別添のうち、8、14に掲げる事務	
	自然環境局	―	―	自然環境局長	○	別添のうち、以下の各国民公園管理事務所長、生物多様性センター長に委任されない事務（ただし、8、14に掲げる事務を除く。）	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	各国民公園管理事務所	Ⅰ	2-1	各国民公園管理事務所長	×	別添のうち、4、6、10～13、15、18～24、26～30に掲げる事務	
	生物多様性センター	内	2-2	生物多様性センター長	×	別添のうち、4、6、10～13、15、18～24、26～30に掲げる事務	
	環境調査研修所	施	3	環境省大臣官房会計課長	―	別添のうち、以下の国立水俣病総合研究センター所長に委任されない事務	
	国立水俣病総合研究センター	施	3-1	国立水俣病総合研究センター所長	×	別添のうち、3～7、10～13、15～30に掲げる事務	
	国立研究開発法人国立環境研究所	独	4	環境省大臣官房会計課長	―	別添のとおり	
	各地方環境事務所	Ⅰ	5	各地方環境事務所長	×	別添のとおり	
	原子力規制委員会	外	6	原子力規制委員会原子力規制庁長官	○	別添のとおり	
防衛省	本省内部部局	内	1	防衛省人事教育局長	×	別添のとおり	
	防衛大学校	施	2	防衛大学校長	×	〃	
	防衛医科大学校	施	3	防衛医科大学校長	×	〃	
	防衛研究所	施	4	防衛研究所長	×	〃	
	統合幕僚監部	特	5	統合幕僚長	×	〃	
	陸上幕僚監部	特	6	陸上幕僚長	×	別添のうち、1に掲げる事務	
	海上幕僚監部	特	7	海上幕僚長	×	〃	
	航空幕僚監部	特	8	航空幕僚長	×	〃	
	情報本部	特	9	情報本部長	×	別添のとおり	
	防衛監察本部	特	10	防衛監察監	×	〃	
	各地方防衛局（九州防衛局に長崎防衛支局を含む。）	Ⅰ	1-1	各地方防衛局長	○	〃	
	統合作戦司令部	Ⅰ	5-1	統合作戦司令官	×	〃	
	自衛隊サイバー防衛隊	Ⅰ	5-2	自衛隊サイバー防衛隊司令	×	〃	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	方面隊の警備区域に所在する陸上自衛隊の部隊及び機関	Ⅰ	6-1	各方面総監	×	〃	
	自衛隊中央病院	Ⅰ	6-2	自衛隊中央病院長	×	〃	
	市ヶ谷駐とん地に所在する陸上自衛隊の部隊及び機関	Ⅰ	6-3	中央業務支援隊長	×	〃	
	横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊、各地区に所在する海上自衛隊の部隊及び機関	Ⅰ	7-1	各地方総監（大湊にあっては、大湊地区総監）	×	〃	
	東京都に所在する海上自衛隊の部隊及び機関	Ⅰ	7-2	海上自衛隊中央業務会計隊司令	×	〃	
	江田島地区に所在する海上自衛隊の部隊及び機関	Ⅰ	7-3	海上自衛隊第１術科学校長	×	〃	
	航空基地に所在する海上自衛隊の部隊	Ⅰ	7-4	各航空基地隊司令	×	〃	
	第24航空隊	Ⅰ	7-5	第24航空隊司令	×	〃	
	海上自衛隊航空補給処	Ⅰ	7-6	海上自衛隊航空補給処長	×	〃	
	基地に所在する航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	Ⅰ	8-1	各基地司令	×	〃	
	各地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）	Ⅱ	1-1-1	各地方防衛支局長	○	別添のとおり	
	駐とん地に所在する陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊体育学校、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）	Ⅱ	6-1-1	各駐とん地業務隊長（駐とん地業務隊のおかれていない駐とん地にあっては、駐とん地業務を行う部隊及び機関の長）	×	別添のとおり（ただし、1～4、7～10、16、17、25、28～30に掲げる事務を除く。）	
	地方隊に所属する海上自衛隊の基地隊	Ⅱ	7-1-1	各基地隊司令	×	〃	
	横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊、各地区に所在する海上自衛隊の基地業務隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	Ⅱ	7-1-2	各基地業務隊司令	×	〃	

省庁名（総括部局名）	部局	部局の分類	部局の系列	委任する官職	国有財産法の部局等の長との合否	委任する事務の範囲	備考
	分とん基地に所在する航空自衛隊の部隊及び機関	Ⅱ	8-1-1	各分とん基地司令	×	〃	
	防衛装備庁	外	11	防衛装備庁長官	×	別添のとおり	
	各研究所	施	11-1	各研究所長	×	別添のとおり（ただし、1～4、7～10、12、15～21、23～28に掲げる事務を除く。）	
	各試験場	施	11-2	各試験場長	×	〃	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構本部	独	12	防衛省人事教育局長	―	別添のとおり	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構三沢支部	独	12-1	東北防衛局長	―	〃	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構横田支部	独	12-2	北関東防衛局長	―	〃	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構横須賀支部	独	12-3	南関東防衛局長	―	〃	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構座間支部	独	12-4				
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構京丹後支部	独	12-5	近畿中部防衛局長	―	〃	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構岩国支部	独	12-6	中国四国防衛局長	―	〃	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構岩国支部呉分室	独	12-6-1				
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構佐世保支部	独	12-7	九州防衛局長	―	〃	
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部	独	12-8	沖縄防衛局長	―	〃	
デジタル庁	デジタル庁本庁	内	1	デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（人事担当）	×	別添のとおり	
復興庁	復興庁本庁	内	1	事務次官	×	別添のとおり	

１　別表の記載要領

⑴　「省庁名」の（総括部局名）は、各省の外局クラス以上のうちから、必要と認められるものについて表示した。

⑵　「部局」は、原則として官署名又は独立行政法人の事業所名を記入した。これらの名称は各省各庁の宿舎事務上の必要性によつて下部機関を含めた形で表示している場合があり、各省設置法等の表示とは必ずしも一致していない。

⑶　「部局の分類」は、内部部局（内）、外局（外）、附属機関（附）、施設等機関（施）、特別の機関（特）、地方支分部局（第一次地方官署（Ⅰ）、又はそれ以外の地方官署（Ⅱ））、地方公共団体の機関（地）、その他の機関（そ）及び独立行政法人（独）に分類表示した。なお、同一内容を別行で表示している場合はーで表示した。

⑷　「部局の系列」は、指揮命令系統が並列の場合は１から一連番号を、直列の場合は－１から一連の枝番号を付した。ただし、同一部局が総括部局名が変ることによつて重複表示される場合は、（内）としたものから再度１からの一連番号を付した。なお、同一内容を別行で表示している場合は、ーで表示した。

⑸　「国有財産法の部局等の長との合否」は、委任する官職が国有財産法上の部局等の長と同一の場合は〇、異なる場合は×で表示した。

⑹　「委任する事務の範囲」は、別添の全部を委任する場合は「別添のとおり」とし、別添の一部を委任する場合は「別添のとおり（ただし、・・・に掲げる事務を除く。）又は「別添のうち・・・に掲げる事務」のいずれかの方法により表示した。

別添

委任する公務員宿舎事務

凡例　●　国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「法」という。）第７条第１項に関する事務

〇　同条第２項に関する事務

◎　同条第１項及び第２項に関する事務

（設置に関する事務の処理）

●１　法第４条第２項の規定による宿舎の設置に関する事務

（財務局長又は財務支局長への設置計画の変更要求）

●２　法第８条の２の規定による設置計画の変更要求のうち、次に掲げるもの（財務大臣が特に指定するものを除く。）

⑴　交換、寄附又は転用の方法により設置する宿舎に係る設置計画の変更要求

⑵　法第４条第２項第２号の規定に基づき建設、購入又は借受けの方法により設置する宿舎に係る設置計画の変更要求　（省庁別宿舎の引継ぎ）

●３　国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和 34 年大蔵省訓令特第６号。以下「準則」という。）第 11 条の規定による省庁別宿舎の引継ぎに関する事務（財務局長等への資料の提出）

◎４　法第６条第２項の規定により財務局長等（財務局長、財務支局長、財務事務所長又は出張所長をいう。以下同じ。）から求められる資料の提出

（宿舎事情の報告書の作成）

◎５　国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号。以下「規則」という。）第 31 条の規定による宿舎事情の報告書の作成（財務大臣への送付事務を除く。）

（宿舎状況の報告書の作成）

〇６　規則第 32 条の規定による宿舎状況の報告書の作成(財務大臣への送付事務を除く。)

（財務局長又は財務支局長への協議）

〇７　法第 13 条の２の規定に基づく宿舎の廃止等についての協議（財務大臣が特に指定するものを除く。）

〇８　国家公務員宿舎法施行令（昭和 33 年政令第 341 号。以下「令」という。）第２条の規定に基づく常時勤務に服することを要しない国家公務員等の指定についての協議　（財務大臣が特に指定するものを除く。）

（財務局長等への協議）

〇９　令第９条の規定に基づく無料宿舎を貸与する者の指定についての協議（財務大臣が特に指定するものを除く。）

〇10　規則第 16 条の規定に基づく公用部分による有料宿舎の使用料の調整についての協議（財務大臣が特に指定するものを除く。）

（被貸与者に対する監督）

〇11　法第 13 条の３の規定による被貸与者に対する監督に関する事務

（有料宿舎の使用料）

〇12　法第 15 条第１項の規定による有料宿舎の使用料の決定に関する事務

（現況記録の備付け）

〇13　法第 20 条の規定による宿舎の現況に関する記録の備付け

（常時勤務に服することを要しない国家公務員等の指定）

〇14　令第２条の規定による常時勤務に服することを要しない国家公務員等の指定に関する事務

（無料宿舎を貸与できる者の指定）

〇15　令第９条の規定による無料宿舎を貸与できる者の指定に関する事務

（財務局長等への報告）

〇16　規則第 25 条第２項の規定による訴状の写の送付

〇17　規則第 30 条の規定による宿舎の滅失、損傷等の報告書の送付

（貸与申請書の受理）

〇18　規則第８条の規定による宿舎貸与申請書の受理

（貸与の承認）

〇19　規則第９条の規定による宿舎貸与の承認及び承認書の交付

（同居の承認）
〇20　規則第 10 条の規定による同居の申請書の受理及び承認
（入居期限の延期の承認等）
〇21　規則第 12 条第１項の規定による入居期限の延期の承認及び同条第２項の規定による貸与承認の取消し
（模様替等の工事の承認）
〇22　規則第 21 条の規定による模様替等の工事の申請の受理及び承認
（被貸与者の義務違反に対する措置）
〇23　規則第 22 条の規定による被貸与者に対する義務履行の要求
（明渡猶予の承認）
〇24　規則第 23 条及び第 24 条の規定による宿舎明渡猶予申請書の受理及び承認
（明渡しのための措置）
〇25　規則第 25 条第１項の規定による宿舎の明渡しを求める訴の提起その他の措置
（損害賠償金の請求）
〇26　規則第 26 条の規定による損害賠償金の支払の請求
（管理人）
〇27　規則第 27 条の規定による管理人の選任
（合同宿舎の貸与要求等）
〇28　準則第 14 条の規定による合同宿舎貸与に関する要求書の提出及び貸与承認書の交付
（転任等の通報）
〇29　準則第 15 条の規定による合同宿舎の貸与を受けている職員の転任等の通報及び合同宿舎の使用料の控除を行う支出官等の異動の通報
（その他）
〇30　その他宿舎の維持管理に関する軽微な事務